

面会交流調停申立ての際の注意事項

1 面会交流調停の申立て

(1) 管轄

面会交流調停を申し立てるためには、申立書を作成して家庭裁判所に提出する必要があります。原則として、相手方が実際に居住している地域にある家庭裁判所に申し立てます。詳しいことはその地域の家庭裁判所にお尋ねください(なお、広島家庭裁判所本庁に申し立てをすることができるのは、相手方が、広島市全区、廿日市市、東広島市、大竹市、安芸高田市のうち八千代支所の所管区域、三原市のうち大和支所の所管区域、安芸郡、山県郡に住んでいる場合です。)

(2) 添付書類

申立てのためには、原則として、次のものがが必要です。

ア 申立書(申立人の認印が必要です。)及びそのコピー(コピーはご自身で準備してください。)

※複写式の申立用紙を使用する場合は、1枚目と2枚目をご提出ください。3枚目は控えとしてお手元にお持ちください。

イ 進行に関する照会回答書、事情説明書、送達場所等届出書(コピーは不要です。)

ウ 収入印紙(未成年者1人につき1200円分)

エ 郵便切手

(180円切手1枚、110円切手6枚の合計840円分)

※ 手続の進行に応じて、郵便切手の追加をお願いする場合があります。

オ 未成年者の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)1通(写しでも可。本籍地の市区町村役場等で取得できます。取得方法については、市区町村役場にお問い合わせください。)

※ 戸籍謄本は3ヶ月以内のものでお願いします。

2 申立書に記入する内容

申立書には申立ての趣旨と理由を記入していただくことになります。申立ての趣旨は既に記載してありますので、該当部分にチェックしてください。申立ての理由には、申立人と相手方の関係、未成年者の親権者、監護養育状況、面会交流の取決めや現在の面会交流の実施状況に関する事項を記入し該当部分にチェックをしてください。

※ 審判で申し立てる場合の注意事項

- 1 面会交流は、審判で申立てをすることも可能ですが、その場合の管轄は、子が実際に居住している地域にある家庭裁判所になります。
- 2 審判で申し立てる場合には、1220円分の郵便切手2組を追加して提出してください。

問い合わせ先

〒730-0012

広島市中区上八丁堀1-6

広島家庭裁判所受付係

082-228-0561